還費	
例対策のため平成十年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	㈠㈢［略］
七　財源対策債償還費	［削る］
平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	㈠㈩［略］ ㉑　平成三十年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成三十年度財源対策債」という。）
［八　略］	［略］
［削る］	
九　臨時財政対策債償	
臨時財政対	［略］
㈠～㈰七　略］	

還費	
例対策のため平成九年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成九年度臨時財政特例債」という。） ㈡～㈣　［同上］
七　財源対策債償還費	㈠　平成九年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成九年度財源対策債」という。） ア　平成九年度市場公募都道府県に係るもの イ　平成九年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの ㈡～㉑　［同上］ ［新設］
［八　同上］	［同上］
［同上］	
九　臨時税収補填債償還費	㈠　平成九年度臨時税収補填債 ア　平成九年度市場公募都道府県に係るもの イ　平成九年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの
臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十　臨時財政対策債償	
臨時財政対	［同上］
㈠～㈰七　同上］	